

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見  
及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見  
平成20年度

平成21年1月29日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、特区制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、必要な措置について構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、未実現の提案のうち経済的及び社会的に意義があるものについて、本部長の諮問に応じ、新たな地域の特性に応じた規制の特例措置の整備に向けて調査審議することとされている。

平成20年度の当委員会は、まず上半期に未実現提案に係る調査審議を重点的に行い（平成20年8月4日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」参照）、続いて下半期には、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行うとともに、継続して審議することとされていた調査審議案件（1件）についても、引き続き検討を進め、意見を取りまとめた。

本年度は、評価の結果、新たに3件の特例措置について、全国展開すべきとの意見としたが、この他2件について規制所管省庁から自ら全国展開を行うとの報告があった。このことは、当委員会の前身である評価委員会時代からの積み重ねを通じて、規制改革が着実に進んでいることの現れであると考えている。

しかし一方で、全国展開に向けて評価を行ったものの、弊害発生の有無がなお明らかでなかったり、発生している弊害の除去のために必要な方策を検討する必要があるといったことから、相当数の特例措置について再度評価することとなった。規制所管省庁においては、引き続きこれらの特例措置について円滑な特定事業の実施に努めるとともに、弊害の有無の調査や弊害の除去策の検討について、真摯に取り組んでいただく必要がある。

## 2. 平成20年度の評価について

### （1）評価の進め方

当委員会における平成20年度の評価の対象となった規制の特例措置について、まず、その分野に応じて、医療・福祉・労働部会、教育部会又は地域活性化部会の各専門部会において、専門的かつ集中的な検討を行った。

具体的には、各部会において、現地調査を含め、認定地方公共団体や実施主体など関係者から特区の現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行った。さらに、規制所管省庁からは弊害の発生についての調査結果の報告を受けるとともに意見交換（ヒアリング）を行い、総合的な検討に努めた。

こうした各部会における検討結果については、各部会の部会長から当委員会に報告し、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

## (2) 評価の概要

### 【平成20年度評価対象19特例措置】

- ①全国展開（3特例措置）
- ②制度廃止に伴う終了（1特例措置）
- ③再度適切な時期に評価するもの（9特例措置）
- ④実施の少ない特例措置について、更なる実施の可能性の調査結果を踏まえ、予定していた評価を行わないもの（4特例措置）
- ⑤省庁自ら全国展開するもの（2特例措置）

平成20年度の評価における特例措置ごとの詳細の評価意見については、別紙1のとおりであるが、大別すると、以下のとおりである。

まず、評価対象となる19件の特例措置のうち、提案者以外の地域で特区計画の認定がなされていない下記の4件の特例措置については、更なる実施の可能性についての調査を行った結果、採算を取るのが困難であったり、特例措置の必要性が提案者特有の問題である等の理由から、実施の増加が見込めないことが判明したため、予定していた評価を行わないこととした（上記④）。

- ・「地方競馬における小規模場外設備設置事業」

【特例措置の内容】小規模な場外馬券発売所について、一定の要件を満たす場合は設置審査を簡素化する。

- ・「地域特性に応じた道路標識設置事業」

【特例措置の内容】景観の保全等一定の必要性のある場合、道路の案内標識又は警戒標識について、標識や文字（案内標識に限る。）の寸法を2分の1まで縮小可能とする。

- ・「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」

【特例措置の内容】一定の要件を満たす港湾内の道路において、車両の寸法や重量等の制限を緩和する。

- ・「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」

【特例措置の内容】一定の要件を満たす場合、石油コンビナート等の運搬用パイプラインによる特別管理産業廃棄物の運搬等を可能とする。

また、下記の2件の特例措置については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の仕組みを活用したり、医師の労働者派遣を柔軟に活用することにより、規制所管省庁が自ら全国展開することとなったため、評価対象から除外した（上記⑤）。

- ・「特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業」

【特例措置の内容】 刑務所における施設の警備や職業訓練の業務の一部を民間事業者に委託することを可能とする。

- ・「特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業」

【特例措置の内容】 刑務所内の病院等について、公的医療機関開設者等への管理委託や地域住民の利用を可能とする。

以上のことから、上記6件以外の合計13件の特例措置について、全国展開に係る評価を行ったところである。

このうち、「高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業」、「自然エネルギー発電事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の3件については、特段の弊害が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見とした（上記①）。

一方、「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」については、平成21年春期から開始される新試験制度において初級システムアドミニストレータ試験自体が廃止されることに伴い、本特例措置も終了することとなった（上記②）。

この他の9件の特例措置については、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない、又は弊害を除去する方策を検討する必要がある等の理由から、各々一定の時期を定めた上で再度評価すべきとの意見とした。これらは、特定事業の実施件数が極めて限られているため、弊害の有無について調査できるまでの蓄積が得られていない、特定事業の実施に当たり何らかの弊害が発生しているものの、それが当該特例措置から生じているのかなお検証が必要である、全国展開に向けて具体的な取組を検討する必要がある等のそれぞれの事情を踏まえ、規制所管省庁に必要な取組を求めているところである（上記③）。

また、特定事業の実施に当たり発生する弊害については、特区による特例や個別事業の事情によるものもあると思われるが、大本の制度そのものに起因するものもあると考えられ、そのようなものの評価に当たっては、制度設計まで踏み込んで検討する必要があることから、当委員会としても、規制所管省庁に対し更なる説明を求める等の対応を行っていきたい。

### 3. 調査審議事項について

平成20年度の上半期（5月30日）に本部長から諮問のあった未実現提案のうち、下半期に継続して調査審議することとされた「「どぶろく特区」の濁酒製造における原料規定の緩和」については、地域活性化部会において、認定地方公共団体へのアンケートや、提案者及び規制所管省庁から聴取した意見を踏まえながら、引き続き検討を行った。

この結果、地域の活性化に資する観点から、雑穀全般を副原料として認めるよう規制所管省庁において早急に検討されたいという意見とした（別紙2参照）。

#### 4. おわりに

地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区についても、規制改革の突破口の役割とともに、地域活性化の起爆剤としての役割が一層期待されている。

このことから、当委員会に届いた、提案主体や、認定地方公共団体、実施主体など、特区の現場からの声や思いを生かし、その趣旨を一步でも実現させることができるように、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。当委員会としても、一層多様できめ細かな対応を模索していく所存である。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携体制・サポートが不可欠となることから、特定事業の実施に当たっては、地方公共団体におかれても、一層の自覚とご協力をお願いしたい。

ただし、その際、当委員会としても、認定地方公共団体や実施主体など関係者の事務負担の側面にも十分配慮することが必要であり、弊害の立証責任を有する各規制所管省庁の行う調査について、当該調査が弊害を立証するに足る十分なものとなっているかということと同時に、過剰な調査となっていないかという点についても、その調査計画の段階において、更に入念なチェックを行っていく必要がある。また、評価時期の設定や評価に際しての規制所管省庁の調査などにおいて、案件の状況に応じた一層柔軟な対応を行っていくことで、関係者の負担軽減を図る一方で、腰を据えた特定事業の実施と、十分な判断材料の下での評価の実施を図っていくことが期待される。

最後に、今回の評価及び調査審議においてご協力いただいた地方公共団体や特定事業者の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

## 平成20年度評価意見について

事業番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	平成21年度に評価を行う
510	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業	法務省	法律	規制所管省庁自ら全国展開するため、評価対象から除外することとした
511 929	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業	法務省	法律	規制所管省庁自ら全国展開するため、評価対象から除外することとした
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	平成21年度に評価を行う
824	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	文部科学省	省令	地域を限定することなく全国において実施
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	文部科学省	法律	平成22年度以降に評価を行う
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成21年度以降に評価を行う
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	平成21年度に評価を行う
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	平成21年度に評価を行う
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	平成21年度に評価を行う
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	厚生労働省	省令	平成21年度に評価を行う
1009	自然エネルギー発電事業	農林水産省	通達	地域を限定することなく全国において実施
1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	農林水産省	告示	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした
1131 (1143、 1145)	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省	省令	その他(平成21年春期(4月)を以って、試験自体が終了
1132 (1144、 1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省	省令	地域を限定することなく全国において実施
1205 (1214)	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	平成21年度に評価を行う
1218	地域特性に応じた道路標識設置事業	国土交通省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした
1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	国土交通省	告示 通達	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	環境省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした

※ 網掛けした以外の13件の特例措置について、個別の評価意見を添付している。

## 評価意見

①	別表1の番号	506
②	特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
③	措置区分	告示
④	特区における規制の特例措置の内容	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>現在、規制所管省庁は、研修・技能実習制度の見直しに関する検討作業を進めており、今後、関係法案の提出等が見込まれるところである。</p> <p>一方で、平成20年度の本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果においては、研修生の所定時間外作業が疑われる事案が1事業所について確認されているものの、特段の問題点があるとは考えにくい。また、規制所管省庁の主張する弊害が、研修・技能実習制度一般について生じているものなのか、本特例措置固有のものなのか、依然として明らかではない。</p> <p>以上の状況に鑑み、研修・技能実習制度の見直しの結果を踏まえた上で、平成21年度に評価を行う。</p> <p>なお、規制所管省庁は、研修・技能実習制度の見直しの内容が明らかになった段階で、その内容について、できる限り早期に評価・調査委員会(地域活性化部会)に報告すること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	816
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の弊害の有無の検証については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、多くの問題点が認識されているとのことであり、学校段階別には、(1)義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2)高等学校段階については、19校の事例があるが、赤字の事例が多く、教育面についても課題が多く見られること、(3)大学については、6校中5校が赤字であって、学生募集を停止した事例や、すべての地方キャンパスの閉鎖を決定した事例があること、設置形態を学校法人へ転換した事例等もあることなどにより、いずれの学校種についても検討材料を欠き、かつ現在複数校が学校法人化を希望している状況にあることから、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を一層的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の場合に限る。)についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力して取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、学校段階別に特例措置の実施状況を踏まえつつ必要な検討を行うこと。その上で、平成21年度に評価を行うこと。</p> <p>その際、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)に留意し検討を行っていくことが重要である。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置の検討ができないか。</li> <li>・高等学校以下の学校法人については都道府県知事の所管であるが、特区による学校を、設置者の希望がある場合、学校法人へ移行することを促すことについて、知事に対して国としての助言などをすることが必要ではないか。</li> <li>・義務教育段階である小学校・中学校については、教育機会確保の観点から、学校法人化に関わる規制緩和についての検討がなされることが望ましい。</li> <li>・義務教育段階である小学校・中学校については、少子化に伴って地域拠点である学校が廃校になり空白地帯が生まれることで地域社会に悪影響があるなどの状況をかんがみ、特区を含めた手段を活用して地方自治体が学校を維持する多様な設置形態が、今後も存在し得る意義は大きい。</li> </ul>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—



評価意見

①	別表1の番号	824
②	特定事業の名称	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合は、外国の高等学校における履修による認定単位の上限を30単位から36単位に拡大できる。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
⑦	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、弊害の有無を判断するには、活用事例が少なく、また、ニーズが必ずしも高くないとも考えられる。一方、校長が適切に判断した上で単位の認定がなされるのであれば、認定単位数を現行の30単位から36単位に拡大することによって直ちに教育上の弊害が生じる可能性は低いと考えられるとのことであった。 本特例措置については、特段の弊害が生じるおそれと、高校生の海外留学促進の重要性を比較した場合、後者の要請が強いと勘案されることから、全国展開が適切である。
⑧	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成21年度中に措置

## 評価意見

①	別表1の番号	830
②	特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
⑤	評価	その他(平成22年度以降に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、当該認定地方公共団体と関わりが見られない者や、担当する教科に関する専門的な知識技能を有するかどうか疑問である者に免許状を授与していた事例などが調査において見られるとのことであった。また、本特例措置創設時には想定されていなかった事項として、平成21年度から教員免許更新制が実施されることが挙げられ、認定地方公共団体においては特別免許状を授与した教員への周知等の具体的な取組が進んでいないとのことであった。</p> <p>また、規制所管省庁としては、上記のほか、そもそも特別免許状の授与は、雇用を前提として行われるものであることから、一旦授与された免許状は取り消しにくいという性格を有する点も踏まえ、本特例措置については、「特区として維持することが適当」であり、今後も必要な指導等を行っていくこととしたいとのことであった。</p> <p>こうした中で、本特例措置については、特区計画の策定・実施に責任を有する認定地方公共団体が、一層、特別免許状授与制度の趣旨を踏まえ、学校現場の実情を的確に把握しつつ、免許状の適切な授与・更新等を行っていくことが重要である。</p> <p>以上の点を踏まえ、規制所管省庁において、特区における特別免許状授与制度を再点検するとともに、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段等について更に検討を行うこと。</p> <p>その上で、当該検討状況を踏まえつつ、平成22年度以降に評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	832
②	特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。
⑤	評価	その他(平成21年度以降に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、昨年度の評価意見において検証が必要とされた、本特例措置を活用した大学における今後開講予定の遠隔教育のみでは履修が困難だと予想される授業科目(「フィールドワーク」「インターンシップ」等)に係る教育研究上の弊害発生の有無については、追加調査の結果、関係科目が主として平成21年度から開講されるため、現時点では判断できないとのことであった。</p> <p>このため、上記フィールドワーク等の科目が開講される平成21年度以降において、それらの科目について、本特例措置による校舎等施設の弾力化と、弊害の有無との関連性を検証し、全国展開に関する決定を行うこと。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行うとともに、内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することは困難であり、今後は本特例措置以外の事例の調査も行うほか、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、          ・本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、本特例措置を現在実施している特区が全国で1件(その中で、適用事業者が1件)しかない状況であり、当該調査結果が本特例措置そのものに由来するものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものであり、常に同様の成果を収めることができるとは限らないのか、必ずしも明らかではないこと          ・本特例措置の適用事業者は、現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあること          から、現段階では適切な分析を行うことはできず、全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難であるとのことである。</p> <p>また、本特例措置については、現在実施している特区が全国で1件にとどまっているが、規制所管省庁によれば、その理由の1つとしては、周知が十分でないことが考えられるとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても一層の規制緩和が認められる等のことがなければ大きな展望は望めない、行える医療行為が限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、高度な医療として定義されている単一の医療技術しか提供できない部分に不自由さを感じる場合がある(適用事業者)などの指摘もみられる。</p> <p>さらに、本特例措置によらずに、昭和23年の医療法施行前から株式会社により開設され、経営されている医療機関や、同法施行後であっても職員の福利厚生を主たる目的として株式会社により開設され、経営されている医療機関が現在も存在し、地域の医療に貢献している例もみられる。規制所管省庁によれば、これらについては、株式会社が経営していることによる弊害は、特に把握されていない。</p> <p>以上より、平成21年度においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置そのものに由来する弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行うこと。併せて、上記の株式会社により開設され、経営されている医療機関の運営の状況等について規制所管省庁において調査を行い、その運営実態を明らかにすること。</p> <p>これらの調査を踏まえ、平成21年度に評価を行うとともに、上記の地方公共団体等の指摘に係る検討を行う。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置についての周知や一層の情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。
⑤	評価	その他(全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進め、平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例措置を全国展開することにより制度上の弊害が発生することが懸念されることから、これを除去するための適切な方策を検討する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、          ・外部搬入を行っている保育所における児童の処遇は年々改善の傾向にあるものの、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの現場の認識が多かった。特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。          ・この状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。このことから、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開については、引き続き検討が必要と考える。          とのことである。</p> <p>しかしながら、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となる、食育の推進や地産地消の拡大が図られるといった効果が発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。</p> <p>このことから、規制所管省庁においては、今回の調査結果等を踏まえつつ、平成21年度にはより具体的な調査を進めることとする。具体的には、外部搬入であっても体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所と、自園調理により同じ課題に対応しているとする保育所の関係者をはじめ、地方自治体や栄養・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、保育の質の確保及び資源の有効利用の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の改善方法や留意点等の検討を行うことが適当である。この結果も踏まえ、平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な要件を含め結論を得る。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	933
②	特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国展開にあたっては、人員配置が薄くなる夜間時における避難や、比較的避難困難な場所に位置する居室等からの重度の認知症・寝たきり高齢者の避難等、避難困難な状況を想定して避難訓練を実施し、その結果を元に本特例措置における安全性を検証する必要がある。</li> <li>・本特例措置の適用施設(全国で本特例措置に係る特区計画1件、その中で適用施設1件)において、現段階で弊害は発生していないが、当該施設は平成20年5月に開設したばかりであり、避難訓練については同年9月に日中の火災を想定して実施したのみである(いずれも調査時点)。</li> <li>・このため、現時点において全国展開の判断を行うことは時期尚早である。とのことである。</li> </ul> <p>本特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、本特例措置の適用施設において、夜間等避難困難な状況を想定し、かつ、本特例措置の適用施設に確保されている、地上へのすべり台等の屋外避難経路を活用した避難訓練を実施することによって、安全性が確認されれば、本特例措置の全国展開は可能であるとの規制所管省庁の考え方が示されたこと</li> <li>・木材を施設の主材料とすることにより、入所者が快適に過ごせる空間の創出につながるほか、林業の振興への寄与などの副次的効果も期待することができることから、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開するものとする。</li> </ul>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例措置を円滑に実施するための方策により、本特例措置の全国展開を行う上での弊害を除去することができるかについての検証の結果を踏まえ、本特例措置の全国展開について結論を得る必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置については肯定的な回答もあったが、一方で、利用者やその家族から利用環境についての懸念が、また、事業者や自治体からサービスの専門性の確保等についての懸念が示されている。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護自体が平成18年に新設されたサービスであり、その事業運営やサービス提供の在り方は必ずしも確立されていないこと、現段階では本特例措置の適用事業所におけるサービスの利用実績が必ずしも多くないことから、今後、さらに当該利用実績を増やし、その実施状況を踏まえ、障害者や高齢者に対する適切なサービス提供や事業の運営が可能かどうかを検証し、全国展開について検討していくことが適当と考えられる。とのことである。</li> </ul> <p>しかしながら、デイサービスとしての障害児・者の受入れを通じて支援のノウハウを有している事業所があり、また、事業者間での連絡協議会の設置や自主的な研修会の開催を通じて情報共有や研鑽に努めることで、本特例措置の適用事業所において適切なサービス提供が図られているとする自治体もある。</p> <p>また、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施により施設の有効活用が可能になった、障害児・者及び高齢者ともに表情が明るくなったりコミュニケーションが促進されたとの指摘もみられた。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の適用事業所において適切なサービス提供が図られている特区での取組事例(連絡協議会の設置、研修会の開催、蓄積されているノウハウ等)について他の特区への周知と情報共有を図るなど、本特例措置を円滑に実施するための方策を可能な限り早期に講ずるとともに、これらの方策により、本特例措置の全国展開を行う上での弊害を除去することができるかについて検証を行うこと。</p> <p>当該検証の結果を踏まえ、平成21年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得ることとする。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	1009
②	特定事業の名称	自然エネルギー発電事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として行う自然エネルギー発電について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償により貸付け又は使用させることができるようにする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
⑦	今後の対応方針	—
⑧	全国展開の実施内容	申請手続き等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成20年度中に措置



## 評価意見

①	別表1の番号	1131(1143、1145)
②	特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たした講座の修了者については、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する。
⑤	評価	その他
⑥	⑤の評価の判断の理由等	平成21年春期(4月)を以って、試験自体が終了
⑦	今後の対応方針	<p>平成21年春期から開始される新試験制度において、初級システムアドミニストレータ試験は廃止され、それに伴い特例措置も終了する。(この事については平成19年度より周知されているところ)</p> <p>なお、今回の当委員会による調査において、新試験制度の導入に伴う制度変更の周知について、地方公共団体及び講座開設事業者より改善要望があったことから、規制所管省庁においては新試験制度に円滑に移行できるよう、必要とされる手続き等の周知について十分な配慮に努められたい。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	1132(1144、1146)
②	特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たした講座の修了者については、基本情報技術者試験の午前試験を免除する。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例措置において、全国展開により発生する制度上の弊害は特に認められず、全国化することが適当である。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の活用により、IT人材の育成に一定の効果があるといった成果が認められる一方で、民間資格提供事業者毎に受講生の合格率に著しい差が生じており、改善が必要とのことであった。</p> <p>受講生合格率の均衡化を図るために、現行の特区認定審査基準の見直しを行うとともに、全国展開化に向けた体制整備・ルール策定をしていく必要があること、またそれに伴う周知・移行期間が必要であることを勘案し、平成22年秋期を目途に全国展開を進めること。</p> <p>なお、今回の当委員会による調査において、新試験制度の導入に伴う制度変更の周知について、地方公共団体及び講座開設事業者より改善要望があったことから、規制所管省庁においては新試験制度に円滑に移行できるよう、必要とされる手続き等の周知について十分な配慮に努められたい。</p>
⑧	全国展開の実施内容	申請手続き等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成22年秋期を目途に措置

## 評価意見

①	別表1の番号	1205(1214)
②	特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。
⑤	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>本特例措置については、平成19年度に新たに認定された特区において、平成20年7月以降同年10月までの間に合計23日間のべ428回の輸送が行われており、現在も本特例措置を活用中である。</p> <p>上記特区(釜石市)における輸送経路は大部分が工場敷地内で、一般公道の走行は2箇所での横断となっている。本特定事業の実施主体及び道路管理者によれば、この輸送実態からみると、一般公道の横断については現時点では安全上の問題が生じている状況ではなく、また道路舗装への影響については、亀裂が認められるものの、特例措置対象車両により生じたものとは断定できないとのことであった。規制所管省庁によれば、道路舗装面への影響については、四季を通じた状況を確認するとともに、路面への影響を検討・予測するのに十分なデータの蓄積が必要なため、平成21年6月迄の輸送実績をもとに早急に結論を得ることとしたい、また、その間における交通の安全に関する状況も見守っていきたいとのことであった。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁は、上記特区(釜石市)における輸送実績をもとに弊害の有無について調査を行うこと。その上で、平成21年度に評価を行い、特段の影響がなければ、本特例措置のうち、一般公道の走行形態がその横断に限られ、かつ、適切な交通事故防止等交通安全への配慮がなされているものについては、事業者は輸送に係る走行記録を道路管理者へ提出し、道路管理者は定期的に路面状況をモニタリングすることとした上で全国展開を行うこと。この場合、全国展開の範囲が客観的に明確となるよう、規制所管省庁においては上記の「適切な交通事故防止等交通安全への配慮」について具体化を図ること。</p> <p>なお、一般公道の走行形態が横断以外となる本特例措置を活用した輸送が実施された場合には、その走行形態と実績をもとにした弊害の有無の調査も行うこととし、当該走行形態についても、評価の上で特段問題がなければ全国展開を行うこと。</p> <p>また、規制所管省庁においては、これまで蓄積している知見やデータのうち、弊害の有無についての調査に活用可能なものがあれば、これを積極的に活用すること。</p> <p>このほか、本特定事業の実施主体にあっては、所有する私道の路面状況等、本特例措置の弊害の有無についての調査に有益な情報の提供について検討いただきたい。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 調査審議意見について

要望事項	所管省庁	調査審議意見
「どぶろく特区」の濁酒製造における原料規定の緩和	財務省	「どぶろく特区」の濁酒製造に関し、現行認められている副原料については、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえに品目を限定することなく、地域の活性化に資する観点から、雑穀全般を副原料として認めるよう、早急に検討されたい。

## ● 「「どぶろく特区」の濁酒製造における原料規定の緩和」 について

<p>意見</p>	<p>「どぶろく特区」の濁酒製造に関し、現行認められている副原料については、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえに品目を限定することなく、地域の活性化に資する観点から、雑穀全般を副原料として認めるよう、早急に検討されたい。</p>
<p>意見の 考え方</p>	<p>本諮問の検討過程では、「どぶろく特区」認定地方公共団体(調査時点で88団体)へアンケート調査を行った。この調査においては、現行認められている雑穀以外の雑穀のほか、種々の地元産品(豆・芋などの野菜、果実など)を副原料とすることにより差別化を図り地域活性化につなげたいとする希望が出される一方、米を中心とする「どぶろく」の品質を高めていきたいとの意見も見られた。</p> <p>規制所管省庁からは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①提案の原料を発酵させ、酒類を製造することが可能であること</li> <li>②現行の特例は、酒税の保全やグリーンツーリズムの推進を図る観点から、保存性や流通性が低いという特性を踏まえて認められたものであり、提案の原料を用いることで酒類の保存性等に変化(保存性の向上)が生じないこと</li> <li>③提案の原料を認めることについて、本特例の適用対象者等の意見を聞くことといった点が確認されたうえで、その提案に係る副原料についての検討を行いたいとの見解が示された。</li> </ol> <p>このうち、①に対しては、提案者が行ったアマランサスやそばに関する糖化試験の結果により、現行認められているきび、あわと同様「どぶろく」の原料となりうる事が推定される。また、その他の雑穀についても雑穀であれば、米と同程度のでんぷんを含むことから、糖化により「どぶろく」の原料となりうると思われる。</p> <p>また、②については、同じ雑穀であるきび、あわ等が認められていることから、アマランサスやそば等の雑穀を用いた酒類についてもその保存性等に変化がないことについての検証がなされているとみなすべきである。</p> <p>③については、上記アンケートにおいて、雑穀全般について副原料を拡大することに対して特段の反対意見はなかった。</p> <p>よって、「どぶろく特区」の濁酒製造に関し、現行認められている副原料については、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえに品目を限定することなく、地域の活性化に資する観点から、雑穀全般を副原料として認めるよう、早急に検討されたい。</p>